

第5章 計画の基本方針

1 理念と基本方針

理念

暮らしを支え 活気をつなぐ 倉敷の魅力を高める公共交通**網**

市民の豊かで安心できる暮らしを支えるとともに、各地域・地区がもつ個性あふれる魅力や活気をつなぎ、また醸成し、市全体の魅力や活力を高めるため、地域の特性に応じた持続可能な公共交通網の形成を目指します。

基本方針

網

都市の骨格を形成する公共交通

都市の骨格を形成する幹線交通の利便性を高め、公共交通によって地域・地区拠点間の移動がしやすい環境を構築します。また、そうした骨格のつなぎ目となる拠点の機能を強化し、乗り換えや待合環境などの利便性・快適性を高めます。

暮

市民に愛され暮らしを支える公共交通

市民や地域企業、交通事業者、行政との協働により、市民に愛される持続可能な公共交通を構築します。また、地域・地区内の移動がしやすい環境を整備し、誰もが安心して暮らすことのできる環境を構築します。

活

都市に豊かさと活力を生み出す公共交通

公共交通が利用しやすいサービスの提供や環境整備により、歩いて楽しいまちづくりや都市の活力醸成に寄与する公共交通を構築します。

魅

国内外からのニーズに応えたおもてなしの公共交通

来訪者が快適に利用できる環境を提供する「おもてなしの公共交通」を構築します。また、市内・市外を問わず多くの人へ、倉敷市の各地域・地区が有する魅力を発信する公共交通を構築します。

2 計画の基本目標

計画の理念と基本方針に基づき、本計画期間中に達成すべき目標を定めます。

網

都市の骨格を形成する公共交通

基本目標 1	都市の骨格を形成する幹線交通の利便性を高める
基本目標 2	交通拠点の利便性を高める

暮

市民に愛され暮らしを支える公共交通

基本目標 3	誰もが安心して移動できる環境を提供する
基本目標 4	関係者や地域との協働による公共交通のサービス向上とPRにより、選ばれる公共交通を実現する

活

都市に豊かさと活力を生み出す公共交通

基本目標 5	市街地への自家用車等の流入を抑制し、歩いて楽しいまちづくりを実現する
基本目標 6	地域の財産である鉄道を活かしたまちづくりを実現する

魅

国内外からのニーズに応えたおもてなしの公共交通

基本目標 7	市民及び来訪者が公共交通を快適に利用できる環境を提供し、市全体の魅力を高める
基本目標 8	観光客や市民の市内での周遊・交流を促進し、人々の交流を深める

3 公共交通網の将来像と各交通の位置づけ

(1) 公共交通網の将来像

広域交通拠点である倉敷駅を中心にして、各地域・地区の交通拠点に放射状に幹線が整備され、これを支線や乗継拠点で補完することにより、市内の各地域・地区や市外からすべての地域・地区へ移動可能なネットワークを目指します。

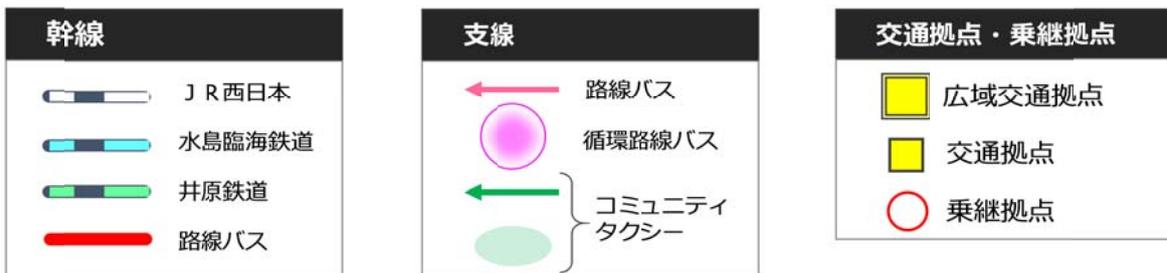


図 5 - 1 公共交通網の将来像(倉敷市内)

広域交通は、広域交通拠点である倉敷駅を中心にして周辺市町や国内外へのアクセスが可能となっています。



図 5 - 2 公共交通網の将来像(広域交通)

(2) 公共交通と拠点の位置づけ

各公共交通は、路線や輸送力の違いなどから、以下のように位置づけを整理します。公共交通の分類及び拠点の分類では、路線にふさわしいサービスレベルや、接続するそれら路線のサービスレベルに応じた拠点の規模などから分類します。

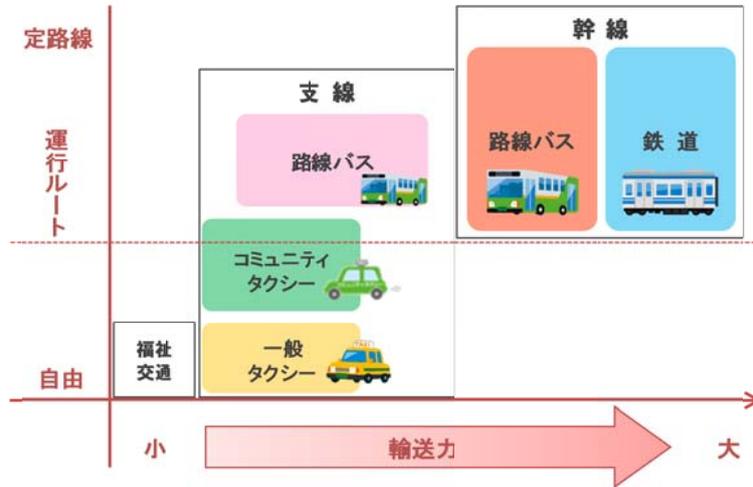


図 5 - 3 公共交通のサービスレベルによる区分

表 5 - 1 公共交通の分類

分類	概要と役割	対象路線
広域交通	【概要】倉敷市外と市内を結ぶ広域的な公共交通 【役割】市外と市内拠点間の移動手段を担う さらに一部幹線としての機能も担う	・鉄道(JR西日本、井原鉄道) ・高速バス ・空港リムジンバス
幹線	【概要】市内交通の骨格として地域・地区間を結ぶ公共交通 【役割】地域・地区間の移動手段を担う	・鉄道(JR西日本・井原鉄道・水島臨海鉄道) ・路線バス(倉敷～児島間、倉敷～水島間、倉敷～茶屋町間、新倉敷～水島)
支線	【概要】地域・地区の特性に応じて各拠点と居住エリアや施設等を結ぶ公共交通 【役割】広域交通や幹線に接続する地域・地区内の移動手段を担う	・路線バス(幹線以外の路線) ・コミュニティタクシー ・一般タクシー

表 5 - 2 拠点の分類

分類	概要と役割	対象拠点
広域拠点交通	【概要】広域拠点として施設や路線が集積する拠点 【役割】市内外からの移動の結節点でありかつ、広域交通や幹線と支線の結節点としての機能を果たす	・倉敷駅
拠交通	【概要】地域・地区拠点として施設や路線が集積する拠点 【役割】広域交通や幹線と支線の結節点としての機能を果たす	・児島駅、栄駅、新倉敷駅、茶屋町駅、中庄駅
乗継拠点	【概要】幹線どうしの乗り継ぎや、幹線と支線の乗り継ぎの拠点 【役割】幹線と幹線の乗り継ぎや、幹線と支線の乗り継ぎの拠点としての機能(高い乗継利便性や施設が集約された空間)を果たす	・西阿知駅、浦田駅、吉備真備駅 ・イオンモール倉敷、霞橋車庫、観音堂、玉島中央町、稗田十字路

(3) 福祉交通の位置づけ

障がい者や介助が必要な方など、一人では公共交通機関を利用することが困難な人に対して、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを提供する福祉輸送（介護・福祉タクシー）や福祉有償運送は、一般タクシーでは十分なサービスが提供できない場合の移動手段として、重要な役割を担っています。

一人では公共交通機関を利用することが困難な人の対応 ⇒ 福祉交通

表 5 - 3 福祉交通のサービスレベルによる区分

福祉交通	利用者	サービス内容	特徴
福祉タクシー	要介護認定者、要支援認定者、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者、その他の障がいにより単独でタクシー等の公共交通機関を利用できない者	<ul style="list-style-type: none"> ・通院、行楽、買い物、旅行、施設への送迎 ・移動先での付き添い介助サービス（ただし、資格のある乗務員の場合のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般タクシーに代わるサービス ・介護保険適用不可 ・タクシー、福祉限定タクシー事業者が輸送
介護タクシー	要介護認定	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランに基づく病院等の送迎 ・移動先での付き添い介助サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険適用可能 ・タクシー、福祉限定タクシー事業者が輸送
福祉有償運送	要介護認定者、要支援認定者、身体障がい者、精神障がい者、内部障がい・知的障がい・その他肢体不自由等で一人では公共交通が利用できない者で、旅客名簿に記載された者	<ul style="list-style-type: none"> ・通院、買い物、施設への送迎 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通全般に代わるサービス ・タクシー上限運賃の概ね1/2の範囲内（営利を目的としない範囲） ・NPO法人や非営利法人が輸送

(4) 倉敷市公共交通の将来イメージ

今まで…



これからの倉敷市



4 関係主体の役割

計画の推進においては、市民・地域企業・交通事業者・行政が、各々の役割を果たしながら、協働で取り組む必要があります。



第6章 目標を達成するために行う事業

1 課題解決に向けた目標を達成するための事業体系

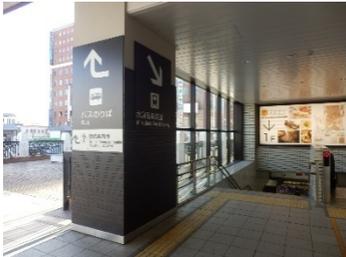
基本方針	基本目標	目標の達成に向けた事業の方向性	事業	対応する課題 (P.56.57 記載)
網 都市の骨格を形成する公共交通	1. 都市の骨格を形成する幹線交通の利便性を高める	幹線のサービス強化	利便性・快適性の向上 P.67	① ② ④ ⑪ ⑬
	2. 交通拠点の利便性を高める	交通結節点機能の強化	交通拠点等の改善 P.68	
			倉敷駅の拠点性の向上 P.70	
暮 市民に愛され暮らしを支える公共交通	3. 誰もが安心して移動できる環境を提供する	暮らしを支える交通サービスの活性化	コミュニティタクシーの普及・拡大 P.71	③ ⑤ ⑨ ⑩ ⑫ ⑬
			地域地区内交通の活性化 P.73	
			非常時・災害時における体制づくり P.74	
	安定したサービス提供に向けた体制づくり	安定した担い手確保と育成 P.75		
	福祉支援としての公共交通サービスの提供とバリアフリー化推進	高齢者や障がい者などに対する支援 P.76		
4. 関係者や地域との協働による公共交通のサービス向上とPRにより、選ばれる公共交通を実現する	過度な自家用車利用から公共交通への転換と公共交通を利用したくなる環境の構築	モビリティ・マネジメントの推進 P.79	③ ④ ⑥ ⑧ ⑪ ⑬	
		ICカード・バスロケーションシステムの導入と利用促進 P.81		
活 都市に豊かさとして活力を生み出す公共交通	5. 市街地への自家用車等の流入を抑制し、歩いて楽しいまちづくりを実現する	公共交通を利用した移動しやすい環境の提供	公共交通での移動が便利な「まちなか空間」の創造 P.84	③ ④ ⑥ ⑧ ⑪ ⑬
	6. 地域の財産である鉄道を活かしたまちづくりを実現する	鉄道のサービス向上と利用促進	自転車等の利用環境の向上 P.87	
7. 市民及び来訪者が公共交通を快適に利用できる環境を提供し、市全体の魅力を高める			公共交通を快適に利用できる環境づくり	鉄道駅周辺環境の向上と沿線の活性化 P.88
	鉄道の更なる認知度の向上 P.89			
魅 国内外からのニーズに応えたおもてなしの公共交通	8. 観光客や市民の市内での周遊・交流を促進し、人々の交流を深める	観光客の二次交通の充実と情報発信	わかりやすい情報の提供 P.90	③ ⑥ ⑦ ⑨ ⑪ ⑬
			接遇やマナーの向上 P.92	
			タクシーを活用した観光客の二次交通の充実 P.93	③ ⑥ ⑦ ⑨ ⑪ ⑬
			観光モビリティ・マネジメント等の推進 P.93	

2 事業内容

網

都市の骨格を形成する公共交通

目標 1	都市の骨格を形成する幹線交通の利便性を高める							
事業の方向性	幹線のサービス強化							
事業	利便性・快適性の向上							
	市内交通の骨格として地域・地区間を結ぶ幹線のサービスを強化し、利便性や快適性の向上を図ります。							
内容	<p>(1) 利便性の高い運行時間帯、運行回数の確保</p> <p>地域・地区間を結ぶ鉄道、路線バス(幹線)は、支線との接続が円滑に行われるよう、利便性の高い運行時間帯、運行回数の確保を目指します。</p> <p>【例】利便性の高い運行回数</p> <table border="1"> <tr> <td>朝(始発～10 時台)</td> <td rowspan="2">1 時間あたり 2 回以上</td> </tr> <tr> <td>夕(16 時台～20 時台)</td> </tr> <tr> <td>その他の時間帯</td> <td>1 時間あたり 1 回以上</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1 日あたり 26 回以上</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">※往復運行で 1 回とする</p>	朝(始発～10 時台)	1 時間あたり 2 回以上	夕(16 時台～20 時台)	その他の時間帯	1 時間あたり 1 回以上	合計	1 日あたり 26 回以上
	朝(始発～10 時台)	1 時間あたり 2 回以上						
	夕(16 時台～20 時台)							
	その他の時間帯	1 時間あたり 1 回以上						
	合計	1 日あたり 26 回以上						
実施主体	交通事業者							
実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度							
	<p>(2) 利用しやすいダイヤの確保</p> <p>交通事業者間で連携を図り、利用者が乗り換えしやすい接続ダイヤ及び利用者にとって覚えやすいパターンダイヤを維持・検討します。(IC カードデータやバスロケーションシステムを活用した最適化されたダイヤを研究します)</p> <p>【例】IC カードデータを活用したバス遅延状況の分析</p>							
	実施主体	交通事業者						
実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度							

目標 2	交通拠点の利便性を高める								
事業の方向性	交通結節点機能の強化								
事業	交通拠点等の改善 公共交通機関相互のネットワークを繋ぐ「交通拠点」において、拠点の特性に応じた整備・改善を進め、公共交通の利便性を高めます。								
内容	<p>(1) 広域交通拠点の整備・改善</p> <p>倉敷駅周辺について、高梁川流域の中核都市である本市の玄関口としてふさわしい環境を整備します。</p> <p style="text-align: right;">【関連事業】 魅:わかりやすい情報の提供(2)</p> <p><想定される手法></p> <ul style="list-style-type: none"> ○デジタルサイネージによる情報提供(多言語表記、運行情報、路線図など) ○案内看板の改善(案内看板の増設、読みやすい表記、意匠の工夫など) ○水島臨海鉄道・JR西日本相互の乗継の利便性を向上 ○バリアフリー化など <p>【写真】現在の倉敷駅周辺の案内</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td>実施主体</td> <td>交通事業者・倉敷市</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>平成 29 年度～平成 32 年度</td> </tr> </table> <p>(2) 交通拠点の整備・改善</p> <p>西の玄関口である新倉敷駅、四国方面からの玄関口である児島駅、地域・地区の拠点となる茶屋町、中庄、栄駅の利便性向上にむけた環境整備を検討します。</p> <p style="text-align: right;">【関連事業】 魅:わかりやすい情報の提供(2)</p> <p><想定される手法></p> <ul style="list-style-type: none"> ○デジタルサイネージや案内看板の改善、バリアフリー化など <p>【写真】児島駅で地図を確認する観光客</p>  <p>【写真】中庄駅に設置されたエレベーター</p>  <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td>実施主体</td> <td>交通事業者・倉敷市</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>平成 29 年度～平成 32 年度</td> </tr> </table>	実施主体	交通事業者・倉敷市	実施期間	平成 29 年度～平成 32 年度	実施主体	交通事業者・倉敷市	実施期間	平成 29 年度～平成 32 年度
実施主体	交通事業者・倉敷市								
実施期間	平成 29 年度～平成 32 年度								
実施主体	交通事業者・倉敷市								
実施期間	平成 29 年度～平成 32 年度								

内容

(3) 乗継拠点の整備・改善

地域・地区間をむすぶ幹線と幹線や幹線と支線の乗り継ぎの拠点(西阿知駅、浦田駅、吉備真備駅、イオンモール倉敷、霞橋車庫、観音堂、玉島中央町、稗田十字路)において利便性の向上に資する環境整備を検討します。

【関連事業】 魅:わかりやすい情報の提供(2)

<想定される手法>

- 乗り継ぎ動線の案内(乗り換え相手事業者の乗り場案内表示の設置など)
- 拠点としての整備(待合環境・移動動線の整備など)
- わかりやすい乗り継ぎ時刻表の設置など

【写真】浦田駅の周辺環境



【写真】イオンモール倉敷停留所の周辺環境



実施主体

交通事業者・倉敷市

実施期間

平成 29 年度～平成 32 年度

(4) 主要な停留所における待合環境の改善

乗り継ぎや目的地として多くの人の利用が見込まれる停留所において、快適性向上のために上屋やベンチなどを整備します。

【関連事業】 魅:わかりやすい情報の提供(2)

【関連事業】 暮:地域・地区内交通の活性化(2)

<想定される手法>

- デジタルサイネージの設置
- 上屋やベンチなどの整備
- 夜間の照明など



実施主体

地域企業・交通事業者・倉敷市

実施期間

平成 29 年度～平成 33 年度

倉敷駅の拠点性の向上		
事業	都市交通の円滑化と安全性や都市防災機能の向上を図るとともに、鉄道によって分断された南北市街地の一体化を促進し都市機能の強化を図ります。	
内容	(1) JR山陽本線等倉敷駅付近連続立体交差事業 事業主体である岡山県に対し倉敷駅周辺の鉄道の高架化を働きかけることにより、多数の踏切除却や道路との立体交差を一挙に行い、都市交通の円滑化と安全性の向上、鉄道によって分断された南北市街地の一体化を促進し都市機能の強化を図ります。	
	実施主体	岡山県
	実施期間	平成 29 年度～
	(2) 鉄道高架化に合わせた利便性の高い駅前広場 鉄道高架化による駅南北広場が一体となった本市の玄関口にふさわしい空間を形成するとともに、公共交通機関相互の乗継改善、利用しやすいバス、タクシー乗り場や自家用車送迎スペースの確保、バリアフリー化などを行います。	
	実施主体	倉敷市
実施期間	平成 29 年度～	

快適な走行環境の整備	
事業	路線バスの定時性を高め、中心市街地周辺での利便性向上を図ります。
内容	(1) 公共交通を優先する走行環境を整備 倉敷駅周辺などの公共交通優先レーンや公共車両優先システム(PTPS)等、路線バスの走行円滑化によるサービス改善について研究します。
実施主体	交通事業者・倉敷市・警察
実施期間	平成 31 年度～平成 33 年度

暮

市民に愛され暮らしを支える公共交通

目標3	誰もが安心して移動できる環境を提供する	
事業の方向性	暮らしを支える交通サービスの活性化	
事業	コミュニティタクシーの普及・拡大	
	地域等が主体となって運営するコミュニティタクシーの普及や利用を促進し、誰もが安心して生活できる環境をつくります。	
内容	<p>(1) 出前講座やパンフレットなどによる普及促進</p> <p>出前講座の開催などにより、コミュニティタクシーの導入を推進します。また、パンフレットなどを利用して、本市における地域公共交通の考え方やコミュニティタクシーの周知を図ります。</p> <p><想定される手法></p> <ul style="list-style-type: none"> ○出前講座の開催 ○パンフレット作成など 	
		
	実施主体	倉敷市
	実施期間	平成29年度～平成33年度
内容	<p>(2) コミュニティタクシー運行エリアの拡大</p> <p>コミュニティタクシーの導入を計画する地域で、需要予測や本格運行の可能性を検証し、必要に応じて試験運行を実施します。</p> <p>【写真】コミュニティタクシー(西坂地区)試験運行の様子</p>	
		
	実施主体	市民・地域企業・交通事業者・倉敷市
	実施期間	平成29年度～平成33年度

内容	<p>(3) コミュニティタクシーを導入しやすい制度づくり</p> <p>コミュニティタクシーの利用実績を検証し、新規導入や維持しやすい制度に見直します。</p> <p><想定される手法></p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域自身が求める公共交通を企画・運営するための支援 ○地域住民が主体となって、地域企業等と協力 ○利用状況を毎月広報で発信し利用実績を検証 ○維持しやすい制度の見直し 	
	実施主体	倉敷市
	実施期間	平成 29 年度～平成 30 年度
	<p>(4) コミュニティタクシーを利用しやすい環境づくり</p> <p>コミュニティの拠点や施設といった「おでかけ先」との連携などにより、利用しやすい環境をつくれます。</p> <p><想定される手法></p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の商業施設や公民館等と連携したイベントや教室参加者への利用促進 ○乗り場環境の清掃・美化の取り組み ○講座の開始終了時間の調整 ○開催チラシへの時刻、乗り場の併記など 	
	<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;">  </div> </div> <p style="text-align: right;">(写真は船穂公民館ホームページより)</p>	
	実施主体	市民・地域企業・交通事業者・倉敷市
	実施期間	平成 29 年度～平成 30 年度

事業	地域地区内交通の活性化	
	地域・地区内交通の活性化により、誰もが安心して生活できる環境をつくれます。	
内容	(1) 運行時間帯、運行回数の確保	
	地域内交通としての路線バスは日常生活に利用できる最低限の運行時間帯、運行回数の確保を目指します。	
	【例】日常生活に利用できる最低限の運行時間帯・運行回数	
	朝(始発～10時台)	1時間あたり1回以上
	夕(16時台～20時台)	1時間あたり1回以上
	その他の時間帯	2時間あたり1回以上
	※往復運行で1回とする	
	実施主体	交通事業者
	実施期間	平成29年度～平成33年度
	(2) 地域の生活関連施設における利用環境の向上	
幹線との乗り継ぎ環境の向上(ダイヤの整備や周知等)など、利便性の高いサービスの提供に努めます。		
【関連事業】 網: 交通拠点等の改善(4)		
<想定される手法> ○生活関連施設の敷地内への積極的な乗入れ (病院・商店・行政施設など) ○雨よけ等の設置 ○乗り換え案内の掲示など		
		
実施主体	地域企業・交通事業者・倉敷市	
実施期間	平成29年度～平成33年度	
(3) タクシーの活用		
予約すれば市内どこでも利用できる特色を生かし、一般タクシーを活用した生活支援等について検討します。		
<想定される手法> ○買い物代行、見守り代行、図書館代行、妊婦タクシー、育児支援タクシーなど		
【例】子どもが単独で利用できる「おこさまタクシー」		
		
実施主体	交通事業者・倉敷市	
実施期間	平成29年度～平成30年度	

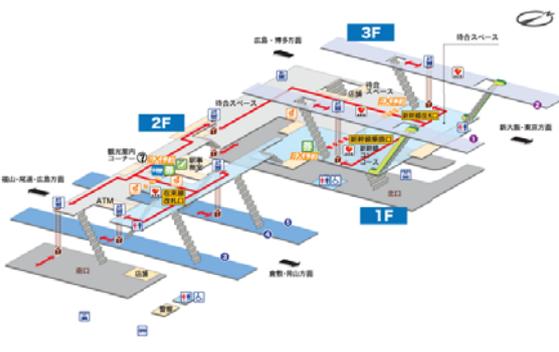
事業の方向性	安定したサービス提供に向けた体制づくり	
事業	非常時・災害時における体制づくり	
	非常時・災害時に備えた体制づくりにより、市民の暮らしを支える安定した公共交通を目指します。	
内容	<p>(1) 非常時・災害時における利用者への情報提供</p> <p>非常時や災害時における利用者への周知方法や、行政・交通事業者間の連携体制などについて検討します。</p> <p><想定される手法></p> <ul style="list-style-type: none"> ○震災後、公共交通運休区間などに関する拠点での情報提供など 	
	実施主体	交通事業者・倉敷市・岡山県や国
	実施期間	平成 29 年度～平成 30 年度
内容	<p>(2) 乗務員等の行動マニュアル作成</p> <p>減災に寄与することを目指し、緊急時の体制の整備を図ります。</p> <p><想定される手法></p> <ul style="list-style-type: none"> ○乗務員等の災害発生時の行動マニュアルの作成 ○社員が携帯・パソコンなどから登録し、安否確認ができるシステムの構築など 	
	実施主体	交通事業者
	実施期間	平成 29 年度～平成 30 年度



<p>事業</p>	<p>安定した担い手確保と育成 安定した担い手の確保・育成により、市民の暮らしを支える持続可能な公共交通を目指します。</p>					
<p>内容</p>	<p>(1) 安定した担い手確保と育成 持続可能な運行を確保するため、担い手の確保・育成に努めます。</p> <p><想定される手法> ○人材の確保・定着に向けた働きやすい職場環境づくり ○ホームページの改善 ○業界全体のイメージアップに向けた PR ○運転免許取得の補助制度 ○ドライバー養成体制の充実 ○職場内での評価・昇進システムの検討 ○女性ドライバーも働きやすい環境づくり など</p> <p>【例】運転者募集の PV 動画(岡山電気軌道)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">実施主体</td> <td>交通事業者</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>平成 29 年度～平成 33 年度</td> </tr> </table>		実施主体	交通事業者	実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度
実施主体	交通事業者					
実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度					

事業の方向性	福祉支援としての公共交通サービスの提供とバリアフリー化推進	
事業	<p>高齢者や障がい者などに対する支援</p> <p>利用者負担の軽減や、サービスの周知を行い、高齢者や障がい者が安心して生活できる環境をつくれます。</p>	
内容	<p>(1) コミュニティタクシーの利用料金の割引</p> <p>コミュニティタクシーの利用拡大を目指し、コミュニティタクシー利用者証等の割引制度を実施します。</p> <p>【例】コミュニティタクシー利用者証</p> <div data-bbox="416 622 895 920" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">倉敷市コミュニティタクシー利用者証</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="text-align: center;"> <p>倉敷 三郎 見本</p> <p>交付番号 2013-10-000004</p> <p>交付日 平成 25 年 6 月 13 日</p> <p>倉敷市長 公印</p> </div> </div> </div> <div data-bbox="911 689 1364 913" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <p>高齢者（65歳以上の方）及び障がい者の方は、コミュニティタクシー利用者証または障がい者手帳（顔写真付）等の提示により、1回乗車料金について <u>100円割引</u> します。</p> </div>	
実施主体	倉敷市	
実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度	
内容	<p>(2) 高齢者を対象とした利用料金の割引</p> <p>公共交通の利用者拡大を目指し、高齢者を対象とした割引制度を周知します。</p> <p>【例】70歳以上の方を対象にした路線バスフリーパス(ことぶきパス)</p> <p>○下津井電鉄、両備ホールディングス、岡山電気軌道で実施</p> <div data-bbox="464 1256 1257 1675" style="border: 1px solid gray; padding: 10px;">  </div> <p style="text-align: center;">(両備ホールディングスホームページより)</p>	
実施主体	交通事業者・倉敷市	
実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度	

内容	(3) 障がい者を対象とした利用料金等の助成	
	公共交通の利用者拡大を目指し、福祉タクシーチケット、路線バス利用料、鉄道運賃を助成します。	
	【例】公共交通や福祉交通に関する倉敷市障がい者移動支援事業の概要	
	福祉タクシーチケットの助成	重度障がい者がタクシーを利用する場合、その利用料の一部を助成
	リフトタクシーチケットの助成	リフトタクシーまたは寝台用車両を利用する場合、その利用料の一部を助成
	路線バス利用料の助成	路線バスを利用する場合、その利用料の一部を助成
	鉄道運賃の助成	鉄道を利用する場合、その利用料の一部を助成
	実施主体	倉敷市
	実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度
	(4) 福祉有償運送の情報提供	
障がい者などの外出を支援するため、福祉有償運送の運送事業者に対して経費などの一部を支援するとともに、市民に福祉有償運送の情報提供を行います。		
【一覧】市内の福祉有償運送事業者		
地域	事業所名	
倉敷	稔福祉会庄の里福祉移送サービス	
	倉敷ライフ・ケア KLC ヘルパーステーション	
	瀬戸内福祉事業会 瀬戸内学園	
	身障スマイル	
	くうーら	
水島	ひまわりの会 ひまわり福祉有償運送	
	岡山県高齢者福祉生活協同組合 たんぽぽの里	
	薫風会みどり荘福祉有償運送事業所	
児島	王慈福祉会福祉有償運送事業部	
	ヘルパーステーション・サンフレール	
玉島	かめかめ福祉移送	
	三穂の園住倉学園	
庄	クムレなないろ	
茶屋町	ありがとうコンシェルジェ茶屋町	
船穂	ぶどうの家わたぼうしぶどうの家 花葡萄	
平成 28 年 11 月現在		
実施主体	倉敷市	
実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度	

事業	バリアフリー化の推進と情報提供		
内容	バリアフリー化の推進により、誰もが公共交通を利用しやすい環境をつくれます。		
	(1) バス車両のバリアフリー化		
	高齢者や障がい者、ベビーカー利用者などが乗降しやすいノンステップバスの導入など車両のバリアフリー化を推進します。		
	【写真】ノンステップバス車両		
			
	実施主体	交通事業者	
	実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度	
	(2) ユニバーサルデザインタクシー車両の導入推進と利用促進		
	ユニバーサルデザインタクシー車両の導入を推進するとともに、利用者への周知に努めます。		
	【写真】ユニバーサルデザインタクシー車両		
			
(岡山交通株式会社ホームページより)			
実施主体	交通事業者		
実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度		
(3) 駅舎や乗り継ぎ経路などのバリアフリー化と情報提供			
駅舎内や乗り継ぎ経路におけるバリアフリー化を推進し情報を提供します。			
【関連事業】 魅: わかりやすい情報の提供(2)			
【例】ホームページで紹介される駅のバリアフリー情報(JR新倉敷駅)			
			
実施主体	交通事業者・倉敷市		
実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度		

目標 4	関係者や地域との協働による公共交通のサービス向上とPRにより、選ばれる公共交通を実現する	
事業の方向性	過度な自家用車利用から公共交通への転換と公共交通を利用したくなる環境の構築	
事業	モビリティ・マネジメントの推進	
	学校、地域企業等を対象としたモビリティ・マネジメントの推進により、過度な自家用車利用から二酸化炭素排出量の少ない公共交通利用への転換を図ります。	
内容	<p>(1) 鉄道・バス教室の開催</p> <p>公共交通の利用者拡大を目指し、利用者として次世代を担う小学生の児童やその親などを対象に、鉄道・バスの乗車体験やマナー、バリアフリー、交通安全などの知識を学習する「鉄道・バス教室」を開催します。</p> <p>【写真】バス教室の様子</p> 	
	実施主体	交通事業者・倉敷市
実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度	
内容	<p>(2) 事業所などを対象としたモビリティ・マネジメント</p> <p>事業所などを対象とした通勤モビリティ・マネジメントを実施します。また、「スマート通勤おかやま」を奨励するため、参加企業などの情報提供を行います。</p> <p>【関連事業】 活：鉄道の更なる認知度の向上(2)</p> <p><想定される手法></p> <ul style="list-style-type: none"> ○「スマート通勤おかやま」への参加 ○ノーマイカーデーの実施 ○事業所や市役所職員などを対象とした通勤モビリティ・マネジメント <p>【例】「スマート通勤おかやま」のホームページ</p> <p>ホームページで参加事業所を紹介</p> 	
	実施主体	地域企業・交通事業者・倉敷市・岡山県や国
実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度	

内容

(3) 利用促進キャンペーンの開催

「鉄道の日」、「バスの日」にちなんだPRや環境イベントなどにおいて公共交通のPRを行います。特に関係主体が連携した持続可能な公共交通に向けて、市民、地域企業、交通事業者、行政が協働で行う取り組みを充実します。

<想定される手法>

- くらしき環境フェスティバルでの公共交通の利用促進やPR
- 公共交通を楽しく利用できるイベントの開催など

【写真】くらしき環境フェスティバルの様子

公共交通機関利用促進 PR コーナーを設ける



実施主体	市民・地域企業・交通事業者・倉敷市
実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度

(4) 「おかやま愛カード」の普及推奨

高齢者ドライバーによる事故の防止や公共交通への転換を図るため、バス、タクシーなどが割引となる「おかやま愛カード」(運転免許の自主返納者に警察が発行)の普及を推奨します。

【写真】おかやま愛カード

【写真】ガイドブック



おかやま愛カードに協賛されている水島臨海鉄道・井原鉄道・路線バスでは料金半額、タクシー料金は 1 割引になる。また協賛店は約 1,900 店舗に上る(協賛店については詳しくはガイドブックに記載)。

実施主体	交通事業者・倉敷市・警察
実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度

内容	(5) 利用促進事業への助成	
	市民団体などが行う、鉄道や路線バスなどの利用促進を図る事業に対して助成します。	
	<p>【例】井原線利用促進活動補助事業</p> <p>井原線振興対策協議会では、井原線を10人以上団体で利用した事業へ井原線利用料金の助成を行っている。</p>	
	実施主体	市民・交通事業者・倉敷市
	実施期間	平成29年度～平成33年度

事業	ICカード・バスロケーションシステムの導入と利用促進	
	ICカードやバスロケーションシステムなど、利便性の高いサービスを提供することで、公共交通を利用したくなる環境をつくれます。	
内容	(1) バスロケーションシステム導入	
	リアルタイムでバスの現在地を利用者に情報提供し、バス待ちのイライラを解消し利便性を高め、利用者の拡大を目指すため、バスロケーションシステムを導入します。	
	<p>【関連事業】 魅：わかりやすい情報の提供(2)</p> 	
	実施主体	交通事業者
	実施期間	平成29年度～平成33年度

内容

(2) ICカードの利便性のPR

公共交通利用者の拡大を目指し、ICOCA カード、ハレカカードの高い利便性について情報を提供します。

【関連事業】 魅:わかりやすい情報の提供(3)

【関連事業】 活:公共交通が便利なまちなか空間の創造(2)

【例】高校入学者に配布されるハレカカードのちらし



(下津井電鉄ホームページより)

【例】ICカードの特典内容

【ハレカカードのお得な特典】

- ◆乗り継ぎ割引: 30分以内にバスを乗り継いだ場合、2乗車目の運賃から自動的に大人20円、子供10円を割引(異なるバス事業者間でも可)
 - ◆誕生日割引: 誕生日以降3日間に適用され、利用ごとに大人50円、子供20円を割引(お客様登録されたカードに限る)
 - ◆特定日割引: 交通事業者が指定する特定日に限り、交通事業者ごとに適用される割引
- (下津井電鉄ホームページより)

【ICOCAカードのお得な特典】

- ◆全国の交通系ICカードエリアで使用可能
 - ◆駅の売店やコンビニ、飲食店、飲料自販機、コインロッカー等で利用可能
 - ◆駅周辺の対象駐車場と鉄道を同日中に利用した場合、最寄駅の自動改札で降車時に利用したICOCAカードをタッチするだけで、駐車料金を自動的に優待するサービス
- (JR西日本ホームページより)

実施主体	交通事業者・倉敷市
実施期間	平成29年度～平成33年度

活

都市に豊かさと活力を生み出す公共交通

目標 5	市街地への自家用車等の流入を抑制し、歩いて楽しいまちづくりを実現する	
事業の方向性	公共交通を利用した移動しやすい環境の提供	
事業	公共交通での移動が便利な「まちなか空間」の創造	
	まちなかでの移動のニーズに応えたサービスの提供や自家用車の流入抑制により、まちなかでの公共交通の利便性向上を図ります。	
内容	<p>(1) <u>中心市街地における公共交通の利便性向上</u></p> <p>既存のバス路線を活かした、まちなかでの移動ニーズに答える路線展開や、既存の循環路線との連携を強化することを検討します。</p> <p>< 想定される手法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存路線相互のダイヤ調整 ○ 駅を終着地としない路線展開 ○ 市街地周辺バスマップによるわかりやすい情報提供など <p>【関連事業】 魅：わかりやすい情報の提供(1)</p>	
	実施主体	交通事業者・倉敷市
	実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度



内容

(2) 路線バス運賃上限制度や乗り継ぎ割引

環境定期券や、ハレカカード利用時の乗り継ぎ割引など、割引サービスを周知します。

【関連事業】 暮:ICカード・バスロケの導入と利用促進(2)

【関連事業】 魅:わかりやすい情報の提供(3)

【例】通勤定期券を休日にも利用できる「環境定期券」

○下津井電鉄・両備ホールディングス・井笠バスカンパニー・岡山電気軌道で実施(同伴する家族も割引となる)



(両備ホールディングスホームページより)

【例】遠距離通学者向けの定期運賃一律サービス

○下津井電鉄で実施



(下津井電鉄ホームページより)

実施主体	交通事業者
実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度

内容

(3) 事業者間連携による企画乗車券

市内の周遊やおでかけの機会を誘発する、事業者間で連携した企画乗車券や、地域の施設、商店などとの連携による企画乗車券について検討します。

<想定される手法>

- 各事業者共通のフリーきっぷ(市内乗り放題)
- 協賛施設と連携した割引切符 など

【例】沿線の協賛施設の割引が受けられるスーパーホリデーバス(井原鉄道)

実施主体	地域企業・交通事業者
実施期間	平成 29 年度～平成 31 年度

(4) パーク&ライド駐車場の利用促進

鉄道・路線バスの利用圏の拡大と自家用車から公共交通への利用転換を目指すため、既存の駐車場を活用したパーク&ライド駐車場の設定と利用促進を図ります。

【写真】パーク&ライド駐車場

井原鉄道 吉備真備駅(左)と水島臨海鉄道 水島駅(右)

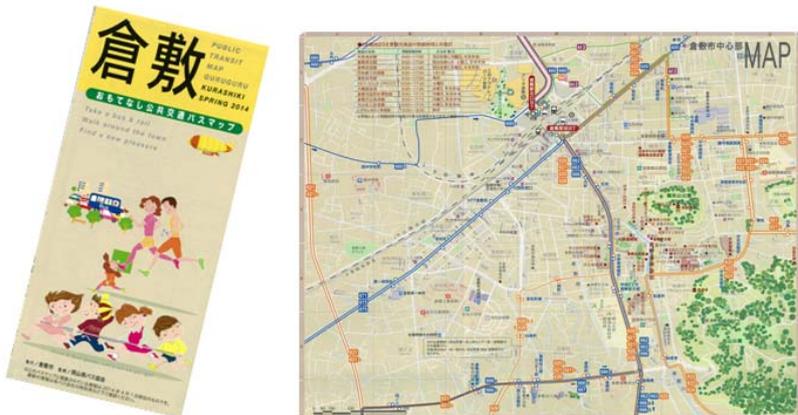


実施主体	地域企業・交通事業者・倉敷市
実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度

<p>事業</p>	<p>自転車等の利用環境の向上</p>	
<p>内容</p>	<p>鉄道や路線バスの利用圏域を拡大する自転車等の利用環境向上により、公共交通利用者の拡大を図ります。</p> <p>(1) サイクル&ライド自転車駐車場の利用促進 サイクル&ライド自転車駐車場の整備や自転車の利用を促進します。</p> <p><想定される手法> ○サイクル&ライド自転車駐車場の整備 ○公共交通マップへの掲載などによる周知と利用促進 ○レンタサイクルの利用促進 など</p> <p>【写真】停留所や駅周辺に整備されたサイクル&ライド自転車駐車場 曽原口停留所（左）と浦田駅（右）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	
<p>実施主体</p>	<p>市民・地域企業・交通事業者・倉敷市</p>	
<p>実施期間</p>	<p>平成 29 年度～平成 33 年度</p>	
<p>内容</p>	<p>(2) 自転車駐車を気持ちよく使うことができる環境整備 公共交通の利用を拡大するため、自転車駐車場内の整理・美化や空きスペースへの誘導などにより、既存の自転車駐車場の利用環境の向上や効率的な運用を図ります。</p> <p><想定される手法> ○スタッフによる駐輪ルールの指導 ○ちらし配布による自転車利用マナーの啓発 ○放置自転車の撤去 ○自転車駐車場の照明の設置 など</p>	
<p>実施主体</p>	<p>市民・地域企業・交通事業者・倉敷市</p>	
<p>実施期間</p>	<p>平成 29 年度～平成 33 年度</p>	

目標 6	地域の財産である鉄道を活かしたまちづくりを実現する	
事業の方向性	鉄道のサービス向上と利用促進	
事業	鉄道駅周辺環境の向上と沿線の活性化	
	地域住民や利用者との協働による鉄道駅や沿線周辺環境の活性化を進め、鉄道を活かしたまちづくりに取り組みます。	
内容	<p>(1) 駅周辺環境の向上</p> <p>地域住民や利用者との協働で、居心地が良かったのしい駅周辺のありかたについて検討します。</p> <p><想定される手法></p> <ul style="list-style-type: none"> ○夜間照明 ○植栽(駅前の花植え) ○橋脚の絵 ○駅の飾りつけ・ギャラリー ○トイレの美化啓発 など <p>【例】鉄道周辺環境の改善例</p> 	
	実施主体	市民・地域企業・交通事業者・倉敷市
実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度	
内容	<p>(2) 沿線の魅力についての情報提供</p> <p>地域住民や利用者との協働で、沿線の魅力(観光・食等)の掘り起しと情報発信を行います。</p> <p><想定される手法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿線パンフレットの作成 ・スタンプラリー など <p>【例】沿線の魅力の紹介(井原鉄道:スーパーホリデーパスちらし)</p> 	
	実施主体	市民・地域企業・交通事業者・倉敷市
実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度	

<p>事業</p>	<p>鉄道の更なる認知度の向上</p>									
<p>内容</p>	<p>地域住民や利用者との協働により、より多くの人に愛され、また利用される鉄道を目指します。</p> <p>(1) 「愛される鉄道」への取り組み 沿線住民、企業や学校などの参画により、地域の鉄道を育てる仕組みを検討します。</p> <p><想定される手法> ○既存のまちづくり団体やNPO、学校等との連携 ○鉄道サポーター制度 ○車内広告やラッピング など</p> <p>【写真】地域住民や園児らに見守られて走行する「雛列車」(水島臨海鉄道)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">実施主体</td> <td style="padding: 5px;">市民・地域企業・交通事業者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">実施期間</td> <td style="padding: 5px;">平成 29 年度～平成 33 年度</td> </tr> </table> <p>(2) 「使える鉄道」の情報提供 利用者の拡大を図るため、乗り換えしやすい接続ダイヤや覚えやすいパターンダイヤ、定時運行など、鉄道がもつ利点を発信します。</p> <p><想定される手法> ○乗換時刻表の作成 ○駅別のポケット時刻表の作成 ○広域の乗換案内 など</p> <p style="text-align: right;">【関連事業】 暮:モビリティ・マネジメントの推進(2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">実施主体</td> <td style="padding: 5px;">交通事業者・倉敷市</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">実施期間</td> <td style="padding: 5px;">平成 29 年度～平成 33 年度</td> </tr> </table>		実施主体	市民・地域企業・交通事業者	実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度	実施主体	交通事業者・倉敷市	実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度
実施主体	市民・地域企業・交通事業者									
実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度									
実施主体	交通事業者・倉敷市									
実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度									

目標 7	市民及び来訪者が公共交通を快適に利用できる環境を提供し、市全体の魅力を高める	
事業の方向性	公共交通を快適に利用できる環境づくり	
事業	わかりやすい情報の提供	
	おでかけの足として「使える公共交通」とするため、市民・来訪者にわかりやすく情報を提供する。	
内容	<p>(1) 公共交通マップ・総合時刻表の作成と配布</p> <p>市民、市内転入者、大学生、高校生など、普段公共交通を利用しない人にも運行状況などをわかりやすく情報提供し、「使える公共交通」の周知を図ります。</p> <p><想定される手法></p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共交通マップ ○公共交通総合時刻表 <p style="text-align: center; background-color: #f4a460; padding: 5px;">【関連事業】 活：公共交通が便利なまちなか空間の創造(1)</p> <p>【例】倉敷おもてなし公共交通マップ</p>	
		<p>実施主体</p> <p>交通事業者・倉敷市</p>
	<p>実施期間</p> <p>平成 29 年度～平成 33 年度</p>	

内容	<p>(2) 情報案内板や経路案内の改善・整備</p> <p>路線図や案内図などについて、表記・デザインを工夫した情報提供を行い、わかりやすく利用しやすい公共交通環境を整えます。また、交通拠点において、乗り継ぎ先への経路や主要観光地・商業施設・公共施設などへの経路をわかりやすく案内することにより、移動環境の向上を図ります。</p> <p><想定される手法></p> <ul style="list-style-type: none"> ○多言語表記 ○案内看板の増設 など <p>【関連事業】 網:交通拠点等の改善(1)～(4)</p> <p>【関連事業】 暮:福祉支援としての公共交通サービスの提供とバリアフリー化推進(3)</p> <p>【関連事業】 暮:ICカード・バスロケの導入と利用促進(1)</p>	
	実施主体	交通事業者・倉敷市
	実施期間	平成 29 年度～平成 32 年度
	<p>(3) 公共交通の認知度向上</p> <p>ホームページ等を通じて、鉄道や路線バス、コミュニティタクシー、一般タクシーの認知度向上を図ります。</p> <p><想定される手法></p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者間の相互リンク ○ポータルサイト など <p>【関連事業】 活:公共交通が便利なまちなか空間の創造(2)</p> <p>【関連事業】 暮:ICカード・バスロケの導入と利用促進(1)</p>	
	実施主体	交通事業者・倉敷市
	実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度
	<p>(4) 案内所のサービス強化</p> <p>目的地への案内や乗り換え案内など、総合的な案内拠点の整備を検討します。</p> <p><想定される手法></p> <ul style="list-style-type: none"> ○案内所の集約化 ○英語対応可能なスタッフの常駐と広域案内 など 	
	実施主体	交通事業者・倉敷市
	実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度

接遇やマナーの向上									
事業	乗務員等の接遇向上や利用者のマナー啓発により、誰もが気持ちよく利用できる環境をつくれます。								
内容	<p>(1) 乗務員等の接遇向上</p> <p>顧客満足度向上のため、利用者の意見を収集し、その意見を反映していきます。あわせて、交通事業者のマナー・サービス向上のための各種研修や講習会を企画、参加します。</p> <p><想定される手法></p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修、講習会の企画・参加 ○お客様アンケート など <p style="text-align: center; background-color: #c8e6c9;">【関連事業】 暮：安定したサービス提供に向けた体制づくり</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【例】タクシー乗務員の接遇研修</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【例】タクシー乗務員向けの対応マニュアル</p>  </div> </div> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">実施主体</td> <td>交通事業者</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>平成 29 年度～平成 33 年度</td> </tr> </table> <p>(2) 利用者のマナー啓発</p> <p>席のゆずりあいなど利用時のマナーについて、車内掲示物やホームページなどで周知します。</p> <p><想定される手法></p> <ul style="list-style-type: none"> ○鉄道・バス教室の開催 ○車内広告 ○ホームページ掲出 など <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">実施主体</td> <td>市民・地域企業・交通事業者・倉敷市</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>平成 29 年度～平成 33 年度</td> </tr> </table>	実施主体	交通事業者	実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度	実施主体	市民・地域企業・交通事業者・倉敷市	実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度
実施主体	交通事業者								
実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度								
実施主体	市民・地域企業・交通事業者・倉敷市								
実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度								

目標 8	観光客や市民の市内での周遊・交流を促進し、人々の交流を深める	
事業の方向性	観光客の二次交通の充実と情報発信	
事業	タクシーを活用した観光客の二次交通の充実	
	タクシーを活用した観光客の二次交通の充実により、観光客の市内及び周辺地域での周遊を促進します。	
内容	(1) 観光タクシー乗務員の育成 観光タクシー乗務員を育成するため、より高度な接客・観光案内などに関する講習等の実施について研究します。	
	実施主体	交通事業者
	実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度
	(2) 観光タクシーのモデルコース 地域・地区間の交流、移動を促進するため、市内の観光地を周遊できるコースを設定します。	
	実施主体	交通事業者
	実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度

事業	観光モビリティ・マネジメント等の推進	
	公共交通の利用を促進するため、観光客向け、市民向けの情報提供を充実し、市内及び周辺地域での周遊促進を図ります。	
内容	(1) 観光客向けの情報提供 観光客が旅行計画時や来訪途中に閲覧するホームページ等を活用し、公共交通を利用した観光プランなどの情報提供を行います。	
	<p><想定される手法></p> <ul style="list-style-type: none"> ○「公共交通で巡る観光プラン」の情報発信 ○観光地とタイアップした「お得なプラン」の情報発信 ○ホームページの活用 など 	
	実施主体	交通事業者・倉敷市
	実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度
	(2) 市民向けの情報提供 イベント開催時のお知らせなどで、公共交通を使った来場方法等の情報提供を行います。	
	<p><想定される手法></p> <ul style="list-style-type: none"> ○案内ちらしに会場最寄り駅、停留所を併記 ○所要時間、料金のお知らせを併記 など 	
実施主体	交通事業者・倉敷市	
実施期間	平成 29 年度～平成 33 年度	



3 事業スケジュール

基本方針	事業	実施主体					スケジュール					
		市民	地域企業	交通事業者	倉敷市	その他	H29	H30	H31	H32	H33	
網 都市の骨格を形成する公共交通	利便性・快適性の向上						検討・調整 継続					
		利便性の高い運行時間帯、運行回数の確保										
		利用しやすいダイヤの確保					検討・調整 継続					
	交通拠点等の改善	広域交通拠点の整備・改善					検討					
		交通拠点の整備・改善						実施				
		乗継拠点の整備・改善					検討					
		主要な停留所における待合環境の改善								実施		
	倉敷駅の拠点性の向上											
		J R山陽本線等倉敷駅付近連続立体交差事業 鉄道高架化に合わせた利便性の高い駅前広場										
	快適な走行環境の整備	公共交通を優先する走行環境を整備									調整・研究	
暮 市民に愛され暮らしを支える公共交通	コミュニティタクシーの普及・拡大	出前講座やパンフレットなどによる普及促進										
		コミュニティタクシー運行エリアの拡大										
		コミュニティタクシーを導入しやすい制度づくり										
		コミュニティタクシーを利用しやすい環境づくり										
	地域地区内交通の活性化	運行時間帯、運行回数の確保										
		地域の生活関連施設における利用環境の向上										
		タクシーの活用										
	非常時・災害時における体制づくり	非常時・災害時における利用者への情報提供										
		乗務員等の行動マニュアル作成										
	安定した担い手確保と育成	安定した担い手確保と育成										
	高齢者や障がい者などに対する支援	コミュニティタクシーの利用料金の割引										
		高齢者を対象とした利用料金の割引										
		障がい者を対象とした利用料金等の助成										
	福祉有償運送の情報提供											
バリアフリー化の推進と情報提供	バス車両のバリアフリー化											
	ユニバーサルデザインタクシー車両の導入推進と利用促進											
	駅舎や乗り継ぎ経路などのバリアフリー化と情報提供											

第7章 計画の達成状況の評価

1 評価指標の設定

本計画の達成状況の評価するため、基本方針ごとに指標と目標値を設定します。

網

都市の骨格を形成する公共交通

評価指標 1	幹線の年間利用者数
指標の定義	<p>幹線である鉄道・路線バスの年間利用者数</p> <p>【算出方法】 路線バスは年間輸送人数の合計値より、鉄道は1日あたり乗降者数の半数を1日あたり利用者数として、年間利用者数を算出</p> <p>【対象路線】 倉敷⇄児島(路線バス), 倉敷⇄水島⇄玉島(鉄道, 路線バス), 倉敷⇄茶屋町(路線バス)</p>
評価の時期	毎年
現状値	3,462,100 人/年 (平成 27 年度)
目標値	3,470,000 人/年 (平成 33 年度)
目標値の考え方	直近 3 年間の最高値を維持しながら増加を目指す
データ取得方法	交通事業者からの報告により市が把握
これまでの状況	<p>(人/年)</p> <p>3,500,000</p> <p>3,450,000</p> <p>3,400,000</p> <p>0</p> <p>H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 H32 H33 (年度)</p> <p>3,454,944</p> <p>3,423,488</p> <p>3,462,100</p> <p>3,470,000</p> <p>目標値</p> <p>資料：交通事業者からの報告により作成</p>

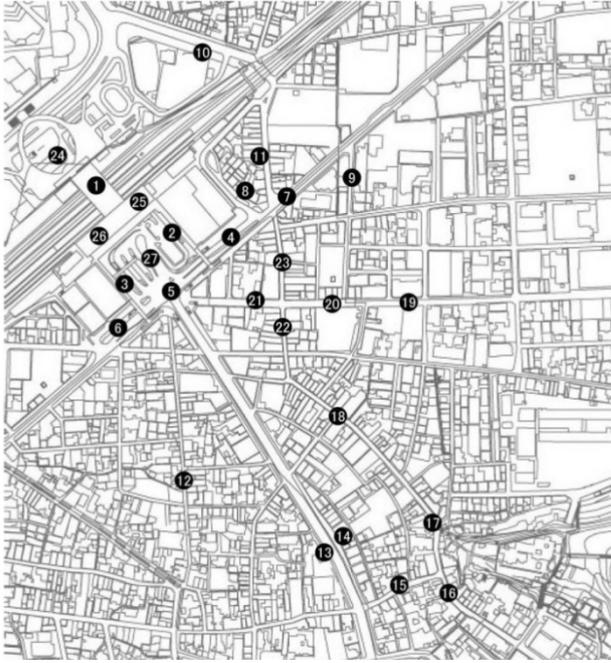
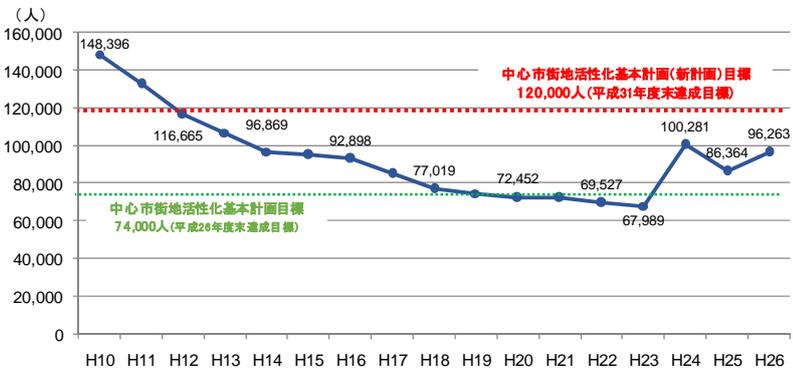
暮

市民に愛され、暮らしを支える公共交通

評価指標 2	コミュニティタクシーの年間利用者数
指標の定義	各地区で運行されるコミュニティタクシーの年間利用者数の合計値 【算出方法】 年度内利用者数の合計 【対象路線】 市内コミュニティタクシー全路線
評価の時期	毎年
現状値	29,401 人/年（平成 27 年度）
目標値	32,800 人/年（平成 33 年度）
目標値の考え方	現行導入地区での利用者数の増加と、新たな地区での導入促進により、利用者数増加を目指す
データ取得方法	市が把握
これまでの状況	<p>資料：市の集計による</p>

活

都市に豊かさと活力を生み出す公共交通

評価指標 3	市中心部の歩行者・自転車通行量
<p>指標の定義</p>	<p>中心市街地内(倉敷駅周辺)27地点での、休日1日あたり歩行者・自転車通行量 【算出方法】 倉敷市中心市街地通行量調査による</p> <p style="text-align: center;">通行量調査地点位置図</p>  <p style="text-align: right;">資料：倉敷市中心市街地活性化基本計画（新計画）</p>
<p>評価の時期</p>	<p>毎年</p>
<p>現状値</p>	<p>96,263 人/日（平成 26 年度）</p>
<p>目標値</p>	<p>120,000 人/日（平成 33 年度）</p>
<p>目標値の考え方</p>	<p>倉敷市中心市街地活性化基本計画(新計画)に定める指標と目標値であり、公共交通に関わる各種事業の推進により同目標値達成を目指す。</p>
<p>データ取得方法</p>	<p>市が把握</p>
<p>これまでの状況</p>	 <p style="text-align: center;">資料：倉敷市中心市街地活性化基本計画（新計画）</p>

評価指標 4	わかりやすい情報提供の取り組み件数																
<p>指標の定義</p>	<p>わかりやすい情報の提供に関して行う事業のうち、新規に実施した事業または改善した事業の総数</p> <p>【算出方法】 「魅：国内外からのニーズに応えたおもてなしの公共交通」に関連する取り組みの実施数をカウントする。</p> <table border="1" data-bbox="552 562 1331 1025"> <thead> <tr> <th data-bbox="552 562 815 607">事業</th> <th data-bbox="815 562 1331 607">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="552 607 815 763" rowspan="4">わかりやすい情報の提供</td> <td data-bbox="815 607 1331 651">1. 公共交通マップ・総合時刻表の作成と配布</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 651 1331 685">2. 情報案内板や経路案内の改善・整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 685 1331 719">3. 公共交通の認知度向上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 719 1331 763">4. 案内所のサービス強化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 763 815 842" rowspan="2">接遇やマナーの向上</td> <td data-bbox="815 763 1331 797">1. 乗務員等の接遇向上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 797 1331 842">2. 利用者のマナー啓発</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 842 815 943" rowspan="2">タクシーを活用した観光客の二次交通の充実</td> <td data-bbox="815 842 1331 875">1. 観光タクシー乗務員の育成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 875 1331 943">2. 観光タクシーのモデルコース</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 943 815 1025" rowspan="2">観光モビリティ・マネジメント等の推進</td> <td data-bbox="815 943 1331 976">1. 観光客向けの情報提供</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 976 1331 1025">2. 市民向けの情報提供</td> </tr> </tbody> </table>	事業	内容	わかりやすい情報の提供	1. 公共交通マップ・総合時刻表の作成と配布	2. 情報案内板や経路案内の改善・整備	3. 公共交通の認知度向上	4. 案内所のサービス強化	接遇やマナーの向上	1. 乗務員等の接遇向上	2. 利用者のマナー啓発	タクシーを活用した観光客の二次交通の充実	1. 観光タクシー乗務員の育成	2. 観光タクシーのモデルコース	観光モビリティ・マネジメント等の推進	1. 観光客向けの情報提供	2. 市民向けの情報提供
事業	内容																
わかりやすい情報の提供	1. 公共交通マップ・総合時刻表の作成と配布																
	2. 情報案内板や経路案内の改善・整備																
	3. 公共交通の認知度向上																
	4. 案内所のサービス強化																
接遇やマナーの向上	1. 乗務員等の接遇向上																
	2. 利用者のマナー啓発																
タクシーを活用した観光客の二次交通の充実	1. 観光タクシー乗務員の育成																
	2. 観光タクシーのモデルコース																
観光モビリティ・マネジメント等の推進	1. 観光客向けの情報提供																
	2. 市民向けの情報提供																
評価の時期	毎年																
現状値	-（新たに計測）																
目標値	年間1件以上を実施し、計画年度内にすべてを実施する。																
目標値の考え方	本計画を実現するための事業のスケジュールに沿って、毎年着実に事業の推進を図ります。また、計画年度内にすべての事業を実施するため定期的に状況を評価します。																
データ取得方法	実施主体からの報告により市が把握																
これまでの状況	-（新たに計測）																

2 評価の方法

本計画全体の評価はPDCAサイクルの考え方のもと、計画・実行・評価・改善を行います。

事業の実施、改善による効果、影響を把握するために設定した評価指標に基づき、毎年度、定期的に倉敷市地域公共交通会議において評価・検証を行います。また、事業の問題点や改善の要望を把握し、必要に応じて事業の修正、計画の見直しを検討します。

本計画の評価指標以外の指標なども参考とし、各種事業の実施状況の確認や評価を行います。

社会情勢の変化や地域の実情に対する配慮も必要なことから、新たな指標の必要性についても今後検討するなど、適宜見直しを行いながら、より良い取り組みとなるよう改善を行います。

表 7 - 1 その他の想定される参考指標

アンケート調査 (第六次総合計画評価指標)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の公共交通機関(電車・バス等)の満足度 ○ 交通弱者(移動手段がない人)が不便なく移動できていると思う人の割合
公共交通利用者数	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道利用者数 ○ 路線バス利用者数 ○ タクシー利用者数
事業の実施状況や参加状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種関係主体で連携した利用促進事業の開催状況や参加状況 (鉄道・バス教室の開催回数、スマート通勤参加事業所数、おかやま愛カード利用者数、わかりやすい情報提供に向けた取り組みの事例など)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の主要観光地の観光客数 ○ その他、事業に応じて適宜検討

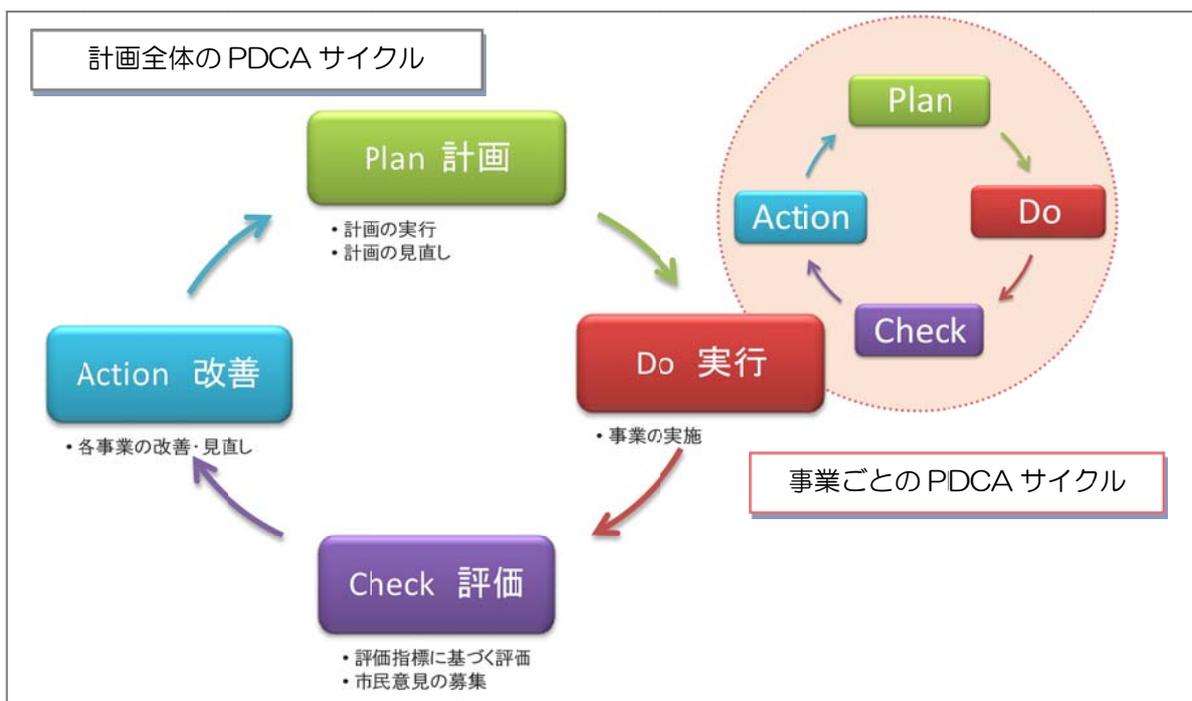


図 7 - 1 PDCA サイクルによる計画の評価イメージ

参考資料

1 計画策定の経緯

本計画の策定に関し、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条に基づく協議会として、住民及び利用者、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、学識経験者、市等で組織する「倉敷市地域公共交通会議」で協議しました。

会議名	月日	主な議題
平成27年度第1回 倉敷市地域公共交通会議	平成27年 8月11日	・倉敷市地域公共交通網形成計画（仮称）について
平成27年度第2回 倉敷市地域公共交通会議	平成28年 3月22日	・現況調査・分析結果について
平成28年度第1回 倉敷市地域公共交通会議	平成28年 6月6日	・地域公共交通の現状と課題について
平成28年度第2回 倉敷市地域公共交通会議	平成28年 8月31日	・公共交通の役割・理念・基本方針について
平成28年度第3回 倉敷市地域公共交通会議	平成28年 11月22日	・倉敷市地域公共交通網形成計画（素案）について
平成28年度第4回 倉敷市地域公共交通会議	平成29年 3月22日	・倉敷市地域公共交通網形成計画（案）について

2 パブリックコメント

以下の内容で、倉敷市地域公共交通網形成計画（素案）に対するパブリックコメントを実施しました。

○閲覧及び募集期間：平成29年1月18日（水）～平成29年2月10日（金）

○実施の方法：市の広報誌による意見募集のお知らせ

本庁交通政策課、情報公開室、児島・玉島・水島・真備の各支所市民課、
庄・茶屋町の各支所市民係、船穂支所市民税務係に設置閲覧
市ホームページ掲載

○意見等の件数：12人 51件

3 倉敷市地域公共交通会議設置要綱

○倉敷市地域公共交通会議設置要綱

平成 20 年 2 月 6 日

告示第 49 号

改正 平成 20 年 3 月 26 日告示第 169 号

平成 21 年 4 月 1 日告示第 210 号

平成 22 年 6 月 8 日告示第 371 号

平成 24 年 1 月 25 日告示第 47 号

平成 27 年 3 月 31 日告示第 178 号

平成 28 年 5 月 31 日告示第 370 号

(目的及び設置)

第 1 条 公共交通の活性化及び需要に応じた市民の生活に必要な交通手段の確保その他利用者の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、倉敷市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 公共交通の活性化及び利便性向上の推進に関する事項
- (2) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づく地域の实情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃等に関する事項
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)第 6 条第 1 項に規定する地域公共交通形成計画の作成及び実施に関する事項
- (4) 公共交通の確保、維持及び改善に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公共交通に関し必要と認める事項

(組織)

第 3 条 交通会議は、委員 26 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民又は利用者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (7) 鉄道事業者の代表者又はその指名する者
- (8) 国土交通省中国運輸局岡山運輸支局長又はその指名する者
- (9) 岡山県の公共交通を担当する部署の長又はその指名する者
- (10) 岡山県警察本部の交通規制を担当する部署の長又はその指名する者
- (11) 道路管理者又はその指名する者
- (12) 市長又はその指名する者
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

第 4 条 交通会議において、特別な事項を協議するため必要があるときは、会長は、次に掲げる者の中から臨時委員を置くことができる。

- (1) 市民及び利用者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (4) 鉄道事業者の代表者又はその指名する者
- (5) 道路管理者又はその指名する者
- (6) 本市内管轄警察署長又はその指名する者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者

2 臨時委員は、当該特別な事項に関する協議が終了したときは、解任されるものとする。

(オブザーバー)

第 5 条 交通会議に、公共交通に関連した業務と連携を図るため、オブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、次に掲げる者により構成する。

- (1) 保健福祉局社会福祉部長

- (2) 文化産業局文化観光部長
- (3) 教育委員会学校教育部長
- 3 オブザーバーは、会長の要請に応じて交通会議に出席し、意見を述べるものとする。
(関係者の出席)
- 第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
(会長及び副会長)
- 第7条 交通会議に、会長及び副会長各1人を置き、市長の指名によってこれを定める。
 - 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)
- 第8条 交通会議の会議は、会長が招集し、会長の指名する者が議長となる。
 - 2 会議は、委員及び協議事項に関係のある臨時委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(協議結果の取扱い)
- 第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。
(その他)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。
附 則
この要綱は、告示の日から施行し、平成20年2月4日から適用する。
附 則 (平成20年3月26日告示第169号)
この要綱は、告示の日から施行する。
附 則 (平成21年4月1日告示第210号)
この要綱は、告示の日から施行する。
附 則 (平成22年6月8日告示第371号)
この要綱は、告示の日から施行する。
附 則 (平成24年1月25日告示第47号)
この要綱は、告示の日から施行する。
附 則 (平成27年3月31日告示第178号)
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
附 則 (平成28年5月31日告示第370号)
この要綱は、告示の日から施行する。

4 倉敷市地域公共交通会議 委員名簿

H29年3月22日現在

区 分	氏 名	団体・職名等
学識経験を有する者	●谷口 守	筑波大学大学院システム情報系社会工学域 教授
	橋本 成仁	岡山大学大学院環境生命科学研究科 准教授
市民又は利用者	大野 基和	公募市民
	守安 涉	公募市民
高齢者団体の代表	山下 成久	倉敷市老人クラブ連合会 副会長
障害者団体の代表	高田 健	倉敷市身体障害者福祉協会連合会 理事
商工業団体の代表	横田 直樹	倉敷商工会議所運輸交通委員会 副委員長
観光団体の代表	丹下 恒夫	公益社団法人倉敷観光コンベンションビューロー 専務理事
一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者	羽原 富夫	公益社団法人岡山県バス協会 事務局長
一般乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者	石井 繁次	一般社団法人岡山県タクシー協会 専務理事
一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者	生藤 茂徳	岡山県交通運輸産業労働組合協議会 議長
路線バス事業者の代表者又はその指名する者	山田 英夫	両備ホールディングス株式会社 両備バスカンパニー運輸部 シニアマネージャー
	難波 仁	岡山電気軌道株式会社 常務取締役
	楠本 雅之	下津井電鉄株式会社バス事業部営業課 係長
	渡邊 寛人	株式会社井笠バスカンパニー 代表取締役専務
鉄道事業者の代表者又はその指名する者	加藤 勇樹	西日本旅客鉄道株式会社岡山支社企画課 課長
	久本 忠彦	水島臨海鉄道株式会社 取締役
	畦坪 和範	井原鉄道株式会社 代表取締役専務
国土交通省中国運輸局岡山運輸支局長 又はその指名する者	○宮長 勇作	国土交通省中国運輸局岡山運輸支局 首席運輸企画専門官
岡山県の公共交通を担当する部署の長 又はその指名する者	馬場 俊一	岡山県 県民生活部県民生活交通課 副参事
岡山県警察本部の交通規制を担当する部署の長 又はその指名する者	中村 道範	岡山県警察本部 交通部交通規制課 課長
道路管理者又はその指名する者	谷口 雄一郎	国土交通省中国地方整備局 岡山国道事務所計画課 課長
	小坂 進	岡山県備中県民局建設部 副部長
	小野 素宏	倉敷市建設局土木部 部長
市長又はその指名する者	◎岸本 安正	倉敷市建設局 局長
事務局		倉敷市建設局都市計画部交通政策課

◎会長 ○副会長 ●交通会議議長

5 市内路線バスの路線系統分類

※平成28年11月1日現在

NO	運行エリア	分類	事業者	系統名	運行系統			運行回数(回)				キロ程 (km)
					起点	経由地	終点	平日	土曜	日祝	平日	
1	倉敷-水島 (古城池経由)	幹線	両備	青車	倉敷駅前	吉岡・青葉町	霞橋車庫	25.0	23	19.5	19.5	13.8
2		幹線	両備	吉岡協同病院	倉敷駅前	吉岡	水島協同病院前		2	1	1	8.8
3	倉敷-水島 (連島経由)	幹線	両備	小溝車庫	倉敷駅前	小溝・連島	霞橋車庫	31.5	15	23	23	11.3
4		幹線	両備	倉敷芸大	倉敷駅前	小溝・連島	倉敷芸科大		16.5	5	5	11.8
5		両備	JFE本線	倉敷駅前	小溝・明神町	JFE南門	3.5		2	2	12.5	
6	倉敷-児島 (天城経由)	幹線	下電	天城線	倉敷駅前	天城・小川七丁目	JR児島駅	34.0	33.5	29	29	20.4
7		幹線	下電	天城線	倉敷駅前	天城・下之町	JR児島駅		0.5	0	0	22.5
8		下電	宇野線	倉敷駅前	下之町・渋川	宇野駅前	1		0	0	35.8	
9	倉敷-児島 (塩生経由)	幹線	下電	塩生線	倉敷駅前	倉敷前・塩生	JR児島駅	29.5	26	21.5	21.5	22.3
10		幹線	下電	古城池線	倉敷駅前	笹沖・新呼松	JR児島駅		3	2	2	21.0
11		幹線	下電	塩生線	倉敷駅前	南塩生・白楽町	JR児島駅		0.5	0	0	22.0
12	岡山-児島	下電	興除線	天満屋	汗入・下之町南	JR児島駅	3.5	3.5	3.5	31.9		
13		下電	興除線	興除車庫前	小川七丁目	JR児島駅	0.5	0	0	13.6		
14	玉島地内	両備	駅線	新倉敷駅前	七島	玉島中央町	14	11	11	2.7		
15		井笠	寄島～新倉敷駅	寄島	黒崎・玉島協同病院	新倉敷駅	※1	6	4	4	16.7	
16		両備	住友東	新倉敷駅前	掘貫・クラレ入口	住友重機西門	10.5	8	8	5.3		
17		両備	ハーバーアイランド	新倉敷駅前	クラレ入口	ハーバーアイランド	1.5	0.5	0	7.7		
18		両備	新道ハーバーアイランド	新倉敷駅前	クラレ入口	ハーバーアイランド	0	0.5	0	7.5		
19		両備	クラレ新道ハーバー	新倉敷駅前	クラレ正門前・プール前	ハーバーアイランド	0.5	0	0	7.9		
20		両備	クラレ正門前	新倉敷駅前	玉島警察署前・堀貫	クラレ正門前	0.5	0	0	4.2		
21		両備	中国能開大	新倉敷駅北口	作陽大学正門	中国能開大	※2	6.5	0	0	2.2	
22	倉敷-中庄	下電	中庄線	中庄駅	倉敷駅前	成人病センター	2	2	2	10.0		
23		下電	中庄線	中庄駅	中庄団地	倉敷駅前	2	2	2	8.0		
24		両備	中庄倉敷	岡山駅	天満屋・庭瀬	倉敷駅前	6.5	6	6	19.2		
25	両備	中庄倉敷	岡山駅	天満屋・北長瀬駅前・庭瀬	倉敷駅前	3	3	3	20.0			
26	倉敷-茶屋町	幹線	下電	茶屋町線	倉敷駅前	帯江	茶屋町駅前	26.0	3.5	2.5	2.5	7.0
27		幹線	下電	茶屋町線	倉敷駅前	茶屋町駅前	興除車庫前		10.5	10	10	10.0
28		幹線	下電	茶屋町線	成人病センター	白楽町・倉敷駅前	茶屋町駅前		0.5	0.5	0.5	9.2
29		幹線	下電	茶屋町線	成人病センター	白楽町・倉敷駅前	興除車庫前		2	1	1	12.2
30		幹線	下電	茶屋町線	成人病センター	倉敷前・倉敷駅前	興除車庫前		8.5	7	7	11.9
31		幹線	下電	茶屋町線	成人病センター	倉敷前・倉敷駅前	茶屋町駅前		1	1	1	8.9
32	玉島-水島	幹線	両備	新倉芸大	新倉敷駅前	霞橋	倉敷芸科大	26.5	26.5	8.5	2	4.9
33	倉敷地内	両備	水江循環線	倉敷駅北口	イオン倉敷・水江	倉敷駅北口	70	74	74	6.8		
34		両備	イオン倉敷	倉敷駅北口	あけぼの橋	イオンモール倉敷	7	7	7	2.7		
35		両備	倉敷循環線(右回り)	倉敷駅前	笹沖・保健所・成人病	倉敷駅前	13	13	13	9.3		
36		両備	倉敷循環線(左回り)	倉敷駅前	成人病・保健所・笹沖	倉敷駅前	13	5	5	9.3		
37	児島地内	下電	王子ヶ岳線	JR児島駅	下之町	王子ヶ岳登山口	16	15	15	8.9		
38		下電	児島循環線(ふれあい号)	JR児島駅	児島循環	JR児島駅	10	10	10	12.2		
39		下電	下津井循環(とこはい号)	JR児島駅	下津井循環	JR児島駅	10	10	10	19.5		
40		下電	下津井線	JR児島駅	鷺羽山ハイランド	下津井	2	1	1	8.0		
41		下電	由加山線	JR児島駅	加茂路峠	由加山	1	0	0	10.3		
42		下電	由加山線	JR児島駅	峠	由加山	1	0	0	11.9		
43		下電	ジーンズバス	JR児島駅	野崎家旧宅	JR児島駅	※3	0	6	6	9.8	
44		下電		JR児島駅	下電ホテル前	JR児島駅	※4	0	0.5	0	26.4	
45	下電	黒谷線	郷内農協前	森池	黒谷	1	1	1	4.9			
46	岡山-中庄	下電	両備線	岡山駅	中仙道・下撫川	中庄駅	1	1	1	15.5		
47		岡電	中庄倉敷	岡山駅	天満屋・庭瀬	中庄駅	2.5	2.5	2.5	14.7		
48		岡電	中庄倉敷	岡山駅	天満屋・北長瀬駅前・庭瀬	中庄駅	4	4.5	4.5	15.5		
49		岡電	中庄倉敷(清心学園止)	岡山駅	天満屋・庭瀬	清心学園	1	0	0	13.3		
50		両備	コンベックス中庄	天満屋	庭瀬・コンベックス	中庄	0.5	0	0	19.5		
51	児島-与島	下電	与島線	JR児島駅	児島IC・権石島	瀬戸大橋FW	6	6	6	15.8		

摘要) 運行回数は1往復を1回、循環系統は1循環で1回とする。

※1) 平日1便及び土日祝は玉島協同病院を経由しない ※2) 作陽学園休校日運休 ※3) 金・土・日・祝のみ ※4) 金・土・祝前のみ

6 用語解説

ア行

- ▶ **ICカード**
鉄道やバスなどの公共交通機関を利用する際に運賃などとして利用できるカードのこと。
- ▶ **アクセス**
接続、交通手段、参入のこと。
- ▶ **育児支援タクシー**
子どもを連れて保護者の外出サポートや、保育園や塾などに保護者の代行としての送迎、陣痛時のスムーズな送迎など、子育て世代に優しいタクシーのこと。
- ▶ **エコ通勤**
CO₂(二酸化炭素)の排出量を抑えるために自動車を使わず、徒歩、自転車、公共交通機関などで通勤すること。
- ▶ **NPO（特定非営利活動法人）**
非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民活動団体やボランティア団体のこと。
- ▶ **温室効果ガス**
CO₂(二酸化炭素)など、大気圏にあり地表から放射された赤外線の一部を吸収することで地球の表面付近の大気を暖める効果をもつガスのこと。

カ行

- ▶ **改正道路交通法の施行**
75歳以上のドライバーが一定の違反行為をした際、または3年に1度の運転免許証更新の際に、認知機能検査を行い「認知症のおそれ」と判断された場合、臨時適性検査などの受診を義務づけ、認知症と診断された場合は運転免許証の取り消しや停止になることなどを定めた改正道路交通法が、平成29年3月に施行された。
- ▶ **片利用**
地域独自ICカードを導入する地域において、10カード（全国相互利用が可能になった交通系ICカード10券種（ICOCAやPiTaPaなど））も利用可能となるサービスのこと。
- ▶ **系統・路線**
起点・経由地・終点により異なるバスの経路パターンのこと。似た経路の運行系統を束ねたものを路線という。系統番号は、こうした運行系統ごとに番号を付することにより、利用者等に対する案内を簡明にするとともに、バス事業者における運行管理の容易化を図るために設定されたもの。
- ▶ **公共車両優先システム（PTPS）**
公共交通の定時性確保と利用者の利便性向上を目的として、バス専用・優先レーンを設置、優先信号制御（赤信号の短縮、青信号の延長等）等により、バスなどの公共交通の車両が優先的に通行できるようにするシステムのこと。略称はPTPS（Public Transport Priority System）。
- ▶ **交通結節点機能**
鉄道やバスなど複数の交通手段相互の乗り換えが効率的かつスムーズに行える機能のこと。また、交通結節点には憩い・集いの場としての交流機能や、地域のランドマークとしての機能が求められることもある。
- ▶ **交通不便地域**
駅や停留所から離れているなどの理由により、鉄道やバスなどの公共交通を利用しにくい地域のこと。
- ▶ **コミュニティ**
同じ地域に居住して利害を共にし、政治・経済などにおいて深く結びついている社会のこと。地域社会、共同体のこと。

サ行

▶ サイクル&ライド

自宅から自転車以最寄りの駅または停留所まで行き、自転車を駐車させた後、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して目的地に向かうシステム。

タ行

▶ 第三セクター

第一セクター（国及び地方公共団体が経営する公企業）や第二セクター（私企業）と異なる第三的方式による法人のこと。

▶ 地球温暖化

CO₂(二酸化炭素)を中心とした温室効果ガスの増加により、熱が地球の外に逃げにくくなり、地球に出入りするエネルギーバランスが崩れて気温が上昇する現象。石炭や石油などの化石燃料を燃やし続けることによる二酸化炭素の排出量増加に伴う地球温暖化が指摘されている。

▶ デジタルサイネージ

デジタル技術を活用して、ディスプレイなどに情報や映像を表示する媒体のこと。

▶ ドア・ツー・ドア

自宅の戸口を出てから目的の戸口まで直接にアクセスできること。

▶ 特定地域

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」第三条第一項の規定により指定された地域のこと。

この法律は、タクシー事業の収益基盤や運転者の労働条件の悪化などの諸問題の解決を図り、各地域においてタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが目標とされている。第三条第一項では、タクシー1台当たりの収入の状況や不適切な運営の状況があった場合、地域と協力しながらタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要な地域を、期間を定めて「特定地域」と指定することができるとされている。

▶ 都市機能

都市の持つ種々の動きのことで、業務、商業、居住、工業、交通、政治、行政、教育などの諸活動によって担われる機能のこと。

▶ 図書館代行

借りた本の返却などを代行するタクシーサービスのこと。

ナ行

▶ 二次交通

複数の交通機関等を使用する場合の、2種類目の交通機関のこと。例えば、観光客の二次交通は空港や鉄道駅に着いてから目的の観光地までの交通を指す。

▶ 妊婦タクシー

妊娠中の外出や、陣痛時・入退院時の病院への送迎などを行うタクシーサービスのこと。

▶ ノンステップバス

出入口の段差をなくし乗降を容易にしたバス。

ハ行

▶ パーク&ライド

自宅から自家用車で最寄りの駅または停留所まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して目的地に向かうシステム。

▶ パーソントリップ調査

抽出された市民の1日の行動（目的地やそこまでの移動手段など）について把握するために行うアンケート調査。

▶ **バスロケーションシステム（バスロケ）**

無線通信やGPSなどを利用してバスの位置情報を収集し、バスの定時運行や利用者への情報提供に役立てるシステムのこと。

▶ **パターンダイヤ**

鉄道やバスなどの公共交通が、一定の間隔で周期的に運行されること。

▶ **バリアフリー**

障がい者や高齢者などの社会的弱者が社会生活に参加する上で支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物及び状態のこと。「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」では、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅について、段差の解消、視覚障害者の転落を防止するための設備の整備等の移動等円滑化を推進することが謳われている。

▶ **ビッグデータ**

従来のデータ処理アプリケーションで処理することが困難なほど巨大で複雑なデータ集合のこと。

▶ **福祉有償運送**

NPO等が自家用自動車を使用して、身体障害者、要介護者の移送を行う、「自家用有償旅客運送」の一つ。

▶ **ボランティア輸送**

利用者は、ガソリン代などの実費のみを負担して、個人や団体がボランティアで行う輸送。道路運送法に基づく許可や登録を必要としない。

マ 行

▶ **見守り代行**

一人暮らしの高齢者などの巡回見守りを行うタクシーサービスのこと。

▶ **モビリティ・マネジメント**

過度に自動車に頼る生活から公共交通などを『かしこく』使う方向へと自発的に転換することを促す、コミュニケーションを中心とした取り組みのこと。

ヤ 行

▶ **ユニバーサルデザイン**

年齢や言葉の違い、身体的条件などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人にとって使いやすいものであるように製品や環境などをデザインすること。もとのデザインを変更したり、特別な仕様を加えたりすることで今ある障壁を除去する「バリアフリー」からさらに深く踏み込んだ考え方とされる。

ラ 行

▶ **ラッピング（車両）**

あらかじめ広告を印刷したフィルム（ラッピングフィルム）を車体に貼り付けるラッピング広告を施されたバス・鉄道車両などのこと。

倉敷市地域公共交通網形成計画

発行日 平成 29 年 3 月

発 行 倉敷市

編 集 倉敷市建設局都市計画部 交通政策課

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田 640 番地

電話 086-426-3545
